

## 条 例

埼玉県屋内総合プール条例をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 埼玉県条例第十号

埼玉県屋内総合プール条例

(設置)

第一条 水泳競技の競技力の向上、水泳をはじめとするスポーツの振興及び県民の健康の増進等を図るため、埼玉県屋内総合プール（以下「屋内総合プール」という。）を川口市大字道合三百九十番地に設置する。

(業務)

第二条 屋内総合プールは、次に掲げる業務を行う。

- 一 メインプール、サブプール、飛込プール、ドライランド、選手招集所、来賓・大会役員室、競技本部、競技役員控室、コーチ室、談話室、会議室及び報道関係者室並びに附属設備（以下「施設等」という。）の利用に関すること。
- 二 競技会の開催その他の水泳競技の競技力の向上に関すること。
- 三 水泳教室の開催その他の水泳をはじめとするスポーツの振興及び県民の健康の増進に関すること。
- 四 その他屋内総合プールの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

(休館日)

第三条 屋内総合プールの休館日は、次のとおりとする。

- 一 毎月の第一月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第一百七十八号）に規定する休日（次号において「休日」という。）である場合を除く。）
- 二 第一月曜日が休日である場合の当該第一月曜日の翌日（当該第一月曜日に休日が引き続き続くときは、当該最後の休日の翌日）
- 三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事情により、休館日に開館し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(利用時間)

第四条 施設等を利用することができる時間は、午前九時から午後九時までとする。

ただし、知事は、事情によりこれを変更することができる。

(利用の許可)

第五条 施設等を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当するときは、これをしてはならない。

- 一 屋内総合プールの管理上支障があると認められるとき。
- 二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- 三 その他屋内総合プールの設置の目的に反すると認められるとき。

3 知事は、第一項の許可をする場合において、必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第六条 前条第一項の許可を受けた者（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び知事の指示)

第七条 知事は、屋内総合プールの利用者の遵守事項を定め、及び屋内総合プールの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第八条 知事は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は屋内総合プールの管理上特に必要があると認めるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

一 第五条第三項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。

二 第六条の規定に違反したとき。

三 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当し、同項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第九条 利用権利者は、その利用を終えたときは、速やかに当該施設等を原状に回復しなければならない。前条第一項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第十条 屋内総合プールの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中に屋内総合プールの施設若しくは設備を損傷し、又は物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これらを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(立入りの禁止等)

第十一条 知事は、屋内総合プール内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれがある者の立入りを禁止し、又はその者に対し、屋内総合プールからの退去を命ずることが出来る。

(使用料)

第十二条 利用権利者は、別表に定める金額の使用料を納期限までに納付しなければならぬ。

(使用料の減免)

第十三条 知事は、利用権利者が、施設等を公用又は公共の用に供するため利用するときその他知事が特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第十四条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付する。

- 一 屋内総合プールの管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- 二 利用権利者の責めに帰することができない理由により、施設等を利用することができないとき。
- 三 利用権利者が、使用料の全額を納付した後、規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

(職員)

第十五条 屋内総合プールに、館長その他必要な職員を置く。

(指定管理者による管理等)

第十六条 知事は、屋内総合プールの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、屋内総合プールの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

一 第二条各号に掲げる業務

二 屋内総合プールの施設（設備及び物品を含む。第十九条第一項第二号及び第二十一条において同じ。）の維持管理に関する業務

三 前二号に掲げるもののほか、知事が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあ

るのは「県又は指定管理者」とする。

- 3 指定管理者が指定管理業務を行う場合については、前条の規定は、適用しない。  
(指定管理者の指定の手続)

第十七条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

- 2 知事は、次に掲げる基準を満たすものうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

- 一 県民の平等な屋内総合プールの利用を確保することができること。

- 二 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に屋内総合プールの運営を行うことができること。

- 三 屋内総合プールの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

- 四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

- 五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

- 3 前二項の規定にかかわらず、知事は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）の規定に基づき選定された民間事業者を指定管理者として指定することができる。

(指定管理者の公表等)

第十八条 知事は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

- 2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 知事は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

(管理の基準等)

第十九条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- 一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に屋内総合プールの運営を行うこと。

- 二 屋内総合プールの施設の維持管理を適切に行うこと。

- 三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

- 2 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 前項各号に掲げる基準に必要な事項

- 二 指定管理業務の実施に関し必要な事項
- 三 指定管理業務の事業報告に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、屋内総合プールの管理の適正を期するため必要な事項

(指定の取消し等)

第二十条 知事は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定管理業務又はその経理に関する知事の指示に従わないとき。
- 二 第十七条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなったと認めるとき。
- 三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
- 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

3 第十八条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第二十一条 指定管理者は、屋内総合プールの施設の改修、増設その他の知事が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった屋内総合プールの施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第二十二条 知事は、地方自治法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者に施設等の利用に係る料金（次項、次条第一項及び同条第四項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表に定める金額に百分の百二十を乗じて得た額を超えない範囲内において定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付等)

第二十三条 利用権利者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。この場合において、第十二条の規定は、適用しない。

2 指定管理者は、利用権利者が前項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

3 県又は指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

4 第十三条及び第十四条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第十三条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「知事の承認を得て、利用料金」と、第十四条中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(委任)

第二十四条 この条例に定めるもののほか、屋内総合プールの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から、附則第三項の規定は同日から起算して一年三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

2 第十六条第一項の規定による指定管理者の指定に関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日（次項及び附則第四項において「施行日」という。）前においても、第十七条から第二十条及び第二十二条第二項の規定の例により行うことができる。

3 第五条第一項の許可を受けようとする者は、施行日前においても、同項の規定の例によりその申請を行うことができる。

4 第十六条第一項の規定により指定管理者が指定管理業務を行っている場合において、前項の規定により施行日前に知事に対して施設等の利用の許可の申請がされているときは、当該申請は、施行日以後は、指定管理者に対してされた申請とみなす。

別表（第十二条、第二十二条関係）

一 プールを占用で利用する場合

施設の種類			サブプール						メインプール						施設の名称
C		B	C		B		A		C		B		A		
全面	全面	全面	全面	一レーン	全面	一レーン	全面	一レーン	全面	一レーン	全面	一レーン	全面	一レーン	単位
二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	二時間	金額(円)
一六五、〇〇〇	七三、〇〇〇	一九、〇〇〇	二八六、〇〇〇	二八、六〇〇	一〇四、〇〇〇	一〇、四〇〇	三一、〇〇〇	三、一〇〇	三五一、〇〇〇	三五、一〇〇	一三一、〇〇〇	一三、一〇〇	三九、〇〇〇	三、九〇〇	

備考

一 区分の欄におけるA、B及びCとは、それぞれ次の表に掲げる利用をいう。

A	B	C
入場料又はこれに類するもの（以下「入場料」という。）を徴収しない場合で、アマチュアスポーツのために利用するとき。	入場料を徴収しない場合で、アマチュアスポーツ以外のために利用するとき。	入場料を徴収するとき。

二 メインプールを可動壁により分割して、その一方を二十五メートルプール

として利用するときは、サブプールの項の規定を準用する。  
 ニ プールを占有以外で利用する場合

施設の名称	単位	金額（円）	
メインプール、サブプール、飛込プール	二時間	一般	六〇〇
		高校生以下	三五〇

備考

一 利用時間が二時間を超える場合の金額は、この表に定める金額に二時間を超える一時間ごとに当該金額の二分の一に相当する額を加えた額とする。この場合において、利用時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として金額を算定する。

二 高校生以下とは、高等学校、中学校、小学校及びこれらに準ずる学校に在学する者をいう。

三 小学校就学前の者については、無料とする。

四 回数券の金額（同一人が一回につき二時間を単位として十一回利用しようとするときの金額をいう。）は、この表の金額の十倍に相当する金額とする。

三 附属施設を利用する場合

施設の名称	単位	金額（円）
ドライランド	一時間	四、〇〇〇
選手招集所	一時間	二、五〇〇
来賓・大会役員室	一時間	二、〇〇〇
競技本部	一時間	二、〇〇〇
競技役員控室一	一時間	一、〇〇〇
競技役員控室二	一時間	五〇〇
競技役員控室三	一時間	一、〇〇〇
コーチ室	一時間	五〇〇
談話室	一時間	五〇〇
会議室	一時間	五〇〇

報道関係者室

一時間

五〇〇

四 附属設備を利用する場合

知事が別に定める額